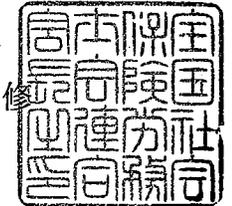




社 労 連 第 2 6 1 号
平成 2 3 年 6 月 2 2 日

厚生労働大臣 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田



東日本大震災の発生に伴う特例措置等に関する
社会保険労務士からの意見について

貴省における東日本大震災の被災者対応へのご尽力に深く敬意を表します。
また、平素は当会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当連合会におきましては、被災者及び被災地域の早期復興を実現するための取り組みの一環として、平成23年4月22日付社労連第180号「東日本大震災の発生に伴う特例措置に関する社会保険労務士からの意見について」により、被災地域等の会員から同年4月18日までに当連合会に寄せられた意見を提出させていただいたところでございますが、当連合会においては、引き続き、東日本大震災の発生に伴う特例措置に関する意見の募集を行っております。

今般、6月14日までに寄せられた意見を別添のとおりまとめましたので、貴職におかれましては国務ご多端の折、誠に恐縮ではございますが、ご高覧の上、よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。

東日本大震災に伴う特例措置に関する厚生労働大臣への意見について

1. 実施されている特例措置について

【労働関係】

制度	課題	解決策
雇用保険	被災離職者向け雇用開発助成金について、助成対象が「平成23年5月2日以降の雇入れに限る」とされているため、それ以前から雇用していた場合には適用されない。ハローワークでは平成23年4月初旬から、すでに「被災者専用求人」を受け付けており、多くの企業が被災者の就労支援のために専用求人を出し、多くの人を採用してきた。このような企業は、震災により大量の失業が発生することの重大性をいち早く憂慮し、多少無理してでも被災者を助けたいという思いだったはずである。こうした企業が助成金を受けられない状況は早期に改善すべきである。	平成23年5月2日以降の雇入れに限る、という適用条件を廃止する。少なくとも、「被災者向けの求人」からの雇入れは助成対象にすべきだし、そのような専用求人でもなくとも、被災者・避難者を雇用したことが客観的に証明出来る雇用であるならば5月2日以前からの雇用でも、助成対象にすべきである。
雇用保険	震災・津波等により、被災した企業が従業員の解雇を余儀なくされ、雇用保険被保険者離職証明書を作成する際、賃金台帳等を紛失して離職証明書の支払賃金が記入できないケースがある。	健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額を賃金とみなして記入することを認めるべきである。
雇用調整助成金の特例	<p>災害救助法適用地域に所在する事業所の場合には、本来は事前に届け出る必要のある計画届の事後提出が認められるとされているが、原則として震災後新たに「要件に該当する事業主であることを示す書類を提出した」事業主に対して認められるのであって、既に震災前に「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書」を受理されていた事業主に対しては原則として計画届の事後提出は認められていない。</p> <p>そのため、従来予定されていた「休業等実施計画（変更）届」（例えば4月分）を提出した後に、今回の事後提出の特例があることに気づき、震災に伴う経済上の事由で実施した震災後の休業（例えば3月11日以降3月分）の計画届を事後提出しても受理されなかった。</p> <p>※「震災被害のために計画（変更）届の提出が遅れた申出書」を、実施後1週間程度以内に提出することによって救済する措置は、運用上行われている。</p>	今回の「雇用調整助成金の特例について」の措置は、東日本大震災によって大きな被害を受けた事業主を救済し、そこで働く労働者の雇用を守る目的で実施されているものであるならば、震災後に新たに「要件に該当する事業主であることを示す書類を提出した」事業主に限らず、既に震災前より雇用調整助成金の対象期間中の事業主に対しても、広く計画届の事後提出も認めるべきである。

2. 今後必要とされる施策について

【社会保険関係】

制度	課題	解決策
年金	外国人技能実習制度により、実習実施機関の厚生年金保険に加入していた外国人であって、被保険者期間が6月未満の者が、震災により技能実習を受けることができなくなり、やむを得ず母国に帰国した場合、厚生年金保険料が掛け捨てになってしまう。	受入団体が他の実習実施機関を探し、技能実習が継続されるよう尽力したが、他の実習実施機関が見つからず、やむを得ず母国に帰国したケースについては、受入団体の証明書が添付されていれば、特例で脱退一時金の請求を認める。 <脱退一時金の計算方法> 被保険者であった期間の平均標準報酬月額 × 支給率 (支給率) = 最終月の属する年の前年10月の保険料率 × 1/2 × 被保険者期間であった月数

【全般】

制度	課題	解決策
労災・年金	遺族補償年金（一時金）や遺族厚生年金の請求は、本来、上位の請求権者が請求するものであるが、震災により多くの方が行方不明・音信不通になっており、下位順位者はいても、その上の上位請求者が見つからないため請求ができない状況になっている。	上位請求者が行方不明・音信不通の場合には、下位請求者が請求できるようにして、のちに、上位請求者が現れた、あるいは、請求できるようになった場合には、一定の条件整備をしたうえで、下位請求者の請求を上位請求者の請求として切り替えることができるようにすべきである。